

IV－2．成績評価基準等の明示等

- 1．成績評価基準等取扱要領
- 2．学位論文等の審査及び最終試験における評価基準等取扱要領
- 3．授業及び研究（学位論文等）指導の方法等
- 4．授業・研究（学位論文等）指導計画及び日程等

1. 成績評価基準等取扱要領

成績評価基準等取扱要領

松蔭大学大学院学則第 26 条に基づき、成績評価基準に関し、以下の通り取扱う。

1. 成績の評価は、原則として試験に基づくこととし、その他の平常の成績（発表、課題の提出等）を加味し、総合的判断に基づき行う。
2. 成績の評価は、素点による評価（100 点満点、60 点以上合格）及びレターグレードによる評価（S、A、B、C、D（不合格））をもって行う。
3. レターグレードと評点区間及び評価基準の対応関係は、以下の通りとする。

S	（90 点以上）	目標を十分に達成し、極めて優秀である。
A	（90 点未満～80 点以上）	目標を十分に達成している。
B	（80 点未満～70 点以上）	目標を達成している。
C	（70 点未満～60 点以上）	基本的な目標を最低限度達成している。
D	（60 点未満）	基本的な目標を達成していない（不合格）。
4. 履修放棄等によって評定できない場合、D（不合格）とする。
5. その他
 - ・この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。
(令和 4 年 3 月 1 0 日第 1 1 回研究科委員会承認)

2. 学位論文等の審査及び最終試験における評価基準等取扱要領

学位論文等の審査及び最終試験における評価基準等取扱要領

学位論文等の審査及び最終試験は、松蔭大学大学院学則第 30 条及び学位規則第 3 条及び学位授与方針（ディプロマポリシー）を踏まえて、以下の審査項目（審査観点）及び評価基準等に沿って行う。

1. 学位論文等の審査項目（審査観点）
 - (1) テーマ設定の適切性
 - ・問題意識に対するテーマの設定は、適切となっているか。
 - (2) 構成の適切性・明確性
 - ・構成は先行研究を踏まえ、適切かつ明確となっているか。
 - (3) 分析の手法の適切性
 - ・結論を導く分析手法は、適切となっているか。
 - (4) 結論の適切性・妥当性
 - ・課題に対する結論は、適切・妥当なものとなっているか。
 - (5) 記述における形式要件等の適切性
 - ・用語の適格性、脚注、注記、引用、参考文献等の呈示方法は、適切となっているか。
 - (6) 学問的意義及び社会的意義の明確性
 - ・学問的意義及び社会的意義は、明確となっているか。
2. 最終試験の審査項目（審査観点）
 - (1) 学位論文等に関連する知識の有無及びその水準は、どうか。
 - (2) 研究または課題に関する学問的意義の程度及びその水準は、どうか。
 - (3) 明解かつ論理的な回答となっているかどうか。
3. 学位論文等の評価基準
 - S （90 点以上）
学位論文等及び最終試験の審査項目（審査観点）を踏まえ総合的に判断し、目標を十分に達成し、極めて優秀である。

- A (90点未満～80点以上)
上記学位論文等及び最終試験の審査項目（審査観点）を踏まえ総合的に判断し、目標を十分に達成し、優秀である。
- B (80点未満～70点以上)
上記学位論文等及び最終試験の審査項目（審査観点）踏まえ総合的に判断し、目標を達成している。
- C (70点未満～60点以上)
上記学位論文等及び最終試験の審査項目（審査観点）踏まえ総合的に判断し、基本的な目標を最低限度達成している。
- D (60点未満)
上記学位論文等及び最終試験の審査項目（審査観点）踏まえ総合的に判断し、基本的な目標を達成していない（不合格）。

4. その他

この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。
(令和4年3月10日第11回研究科委員会承認)

3. 授業及び研究（学位論文等）指導の方法等

授業及び研究（学位論文等）指導の方法等

1. 研究指導教員の役割と研究（学位論文等）指導の方法

- (1) 指導教員は、自らの専門分野や指導環境等を考慮し、指導学生の指導に関する意思を把握、確認し、研究テーマに関する調整・提案を行う。
- (2) 指導教員は、研究計画の立案、研究の進め方、プレゼンテーション、研究結果のまとめ方、その進捗、評価等、研究活動全般に関する指導・助言を行う。
- (3) 指導教員は、指導学生の研究テーマに関し、研究指導の方法、内容、計画等を明示した「研究（学位論文等）指導計画書」を作成し、指導学生とその内容を確認する。
- (4) 指導教員は、研究上の必要が認められるとき、指導学生と相談のうえ、副指導教員を置くことができる。この場合、研究科委員会の承認を必要とする。

2. 授業担当教員の役割と授業の方法

- (1) 授業担当教員は、自らの専門分野や指導環境等を考慮し、シラバス（講義実施要綱）を遵守し、授業を行う。
- (2) 授業担当教員は、自らの専門分野や指導環境等を考慮し、学生の研究に関する補助を行う。

(令和4年3月10日第11回研究科委員会承認)

4. 授業・研究（学位論文等）指導計画及び日程等

(1) 研究（学位論文等）指導計画及び日程

時期（学年）		項目	内容等
入学前		入学選抜	・志願書における希望指導教員の記載 ・面接試験における研究経歴及び研究計画の確認
一年次	4月上旬 (9月上旬)	研究科主催 ガイダンス	カリキュラム・学修・事務手続きの説明
		個別履修指導	指導教員による履修相談・指導

	4月～6月 (9月～10月)	指導教員の決定・ 研究テーマの決定・ 調査研究の開始等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員、副指導教員の決定 ・研究テーマの相談・決定 (指導教員) ・副指導教員への依頼 ・研究指導計画書の作成 (研究科委員会に提出) (学生) <ul style="list-style-type: none"> ・指導教員と相談し、研究テーマを決定 ・研究計画書を作成し、指導教員に提出 ・学位論文等報告会への参加 ・共同研究会への参加 ・調査研究の開始
	7月～9月 (11月～3月)	調査研究の実施	(指導教員) <ul style="list-style-type: none"> ・関連分野、先行研究等、調査研究に関する指導を行う。 (学生) <ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマに沿った専門的知識や総合的知識の獲得 ・関連分野、先行研究等の調査研究 ・調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検、指導教員との相談
	10月～3月 (4月～8月)	調査研究等の継続	(指導教員) <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等に関する指導の継続 ・調査研究等に関する進捗状況の確認 (学生) <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等の継続 ・調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検、指導教員との相談
二年次	4月～9月 (9月～3月)	調査研究等の継続 及び執筆の開始等	(指導教員) <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等に関する指導の継続 ・調査研究等に関する進捗状況の確認 ・課程修了の要件等を踏まえ、研究計画の妥当性の検証と修正等 (学生) <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等の継続 ・調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検、指導教員との相談 ・学位論文等の執筆 ・第1回学位論文等報告会における報告 ・共同研究会への参加

	10月～2月 (4月～8月)	調査研究等及び執筆の継続、論文等の提出、最終試験等	(指導教員) <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等に関する指導の継続、進捗状況の確認 ・学位論文等執筆に関する進捗状況の確認 ・学位論文等の提出、最終試験に関する指導(学生) ・調査研究、調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検等の継続 ・学位論文等執筆の継続、指導教員との相談 ・第2回学位論文等報告会における報告 ・共同研究会への参加 ・学位論文等の提出、最終試験
	3月 (9月)	課程修了	学位授与方針(ディプロマポリシー)に基づき、研究科委員会において修了の可否について審議決定する。

* () の時期は、9月入学生対応である。

(2) 授業計画及び日程等

授業担当教員は、シラバス(講義実施要綱:授業計画)を遵守し、授業を行う。